

子どもの権利条約



題字イラスト／土田義晴

(目次)

- ◇ひろげよう／子ども参加の輪…… 1
- ◇生徒が決め、動く学校…… 4
——子どもの権利条約が生きた学校——
- ◇いじめに対する思い…… 5
——錦台中学校のとりくみを通して——
- ◇条約を全面的に
反映した児童福祉法改正を…… 6
- ◇ミャンマーなどについて緊迫した議論…… 8
——子どもの権利委員会14会期——
- ◇子どもの権利委員、大幅に変わる…… 10



子どもの権利条約ネットワーク・こどもの日イベント

ひろげよう／子ども参加の輪

主催 子どもの権利条約ネットワーク

子どもの権利条約ネットワーク

ひろげよう！

子ども参加の輪

今年も活気に

満ちたイベント

五月五日こどもの日、子どもの権利条約ネットワークが主催するイベントが、午後一時から国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて開かれた。昨年同様、前半に、日本の各地でさまざまな子どもの権利の実践的な行使と啓蒙について取り組んでいるグループが問題提起をした。そのグループがどれも基本的に子どもも主体であり、大人は一步引いた形のものであったことが

今年の特色であった。また今年は、全体テーマとして「子どもの意見表明・参加」が設定されていた。大人の参加者は圧倒的に女性が多く、男性はどこでなにをやっていっているのかという印象を受けた。会場の入りは七割から八割程度であったが、参加者は誰もが非常に熱心であり、ここから何かを持ち帰ろうという気概が感じられ、全体として活気に満ちたイベントとなった。

子どもの意見表明の

動向と取り組みの紹介

まず最初に、権利条約ネットワークの方から子どもの意見表明と参加につ

いての動向が概括された。次に、各地の取り組みを担っている子どもたち、

主に中高生からなる五グループそれぞれがどのような活動をしているか、簡単な説明があり、その後彼らを中心に参加者全員が分科会形式でフリーディスカッションを行った。

①川崎子ども会議。朝鮮人学校なども含め、彼ら子どもが中学区レベル、行政区レベル、代表者レベルと意見表明の機会を繰り返し持ち、障害者、マイノリティ、高齢者等の社会的弱者やいじめなどの問題に広く取り組んでいる。②町田市子ども憲章普及推進委員会。かつて公募で「町田市子ども憲章実行委員会」に参加した子どもたちが、大人の作った素案を一から作り直し、自分たちの言葉で自らの思うところを憲章にするため大人と激しく議論を闘わせた。最終的に不本意な修正を加えられつつも、現在は、さらに仲間を募りつつ、憲章の理念を具体的に実現し、地域に浸透させるべく「普及推進委員会」として動き出している。③杉並区総合児童センター建設中高生委員会。おそらく全国初という、中高生を主な対象とした大規模な児童館（名称「ピックバン」）の建設に設計段階から関わり、利用者である子どもたちの意見主導のもとですすめている。その中で、子どもの側から出された膨大な提案と要望を子ども自ら実現可能なものに苦しみながらも絞り込み、現在は施設をどう活用するかというソフト面での検討を始めようとしている。④福岡県子ども会議。福岡県教職員組合の特別予算を得て組織され、多くの会議・イベント



等に参加し、自分たちだけの枠に閉じこもらぬよう活動している。ホームページを立ち上げたり、新聞を発行したり、シンポジウムを主催したりする中で、大人と、また子ども同士で本音をぶつけあっている。⑤横浜市立錦台中学校生徒会。生徒が生徒のいじめに関する悩みの相談にのる「生徒カウンセラー」を生徒会主導で昨年からはじめ、同様の取り組みを行っているイギリスの学校の生徒を招いて交流した。生徒カウンセラーを募集したところ四八人

もの生徒が名乗り出て、一学期中にさっそうと二件の事例を解決した。教師の関与を極力抑え、子どもたちの手によって運営しており、それを機にいじめ問題に止まらず、生徒会がさらに活性化した。

子どもとおとなの

パートナリシップを求めて 非常に充実したディスカッション

休憩を挟んだ後のグループディスカッションでは、権利条約ネットワークのメンバーが司会を務め、始めのうちはそれぞれの取り組みの具体的な説明や質疑応答が行われていた。しかし、

そのうちにどの班も、子どもと大人が対等と思うところを語り、お互いの発想や立場の違いについて理解を深めたり、そのギャップを再認識したりしていたようである。ちなみにそれは子ども同士、大人同士にも言えることではあった。笑いを交えながらもかなり白熱した議論に発展していったところもあり、これらは主催者側の狙いの通りのようで、フリーディスカッションの時間が十分に確保できなかった昨年の反省を活かした時間編成が光った。大教室での講義的な勉強会に終始してしまいうものが多い中で、このようなスタイルはとても新鮮、かつその意義は大きいと思われる。

最後に、各班から二時間に及んだディスカッションの内容が簡潔に述べら

どの取り組みにも共通することは、子どもが主導的役割を担い、また担おうとしていることであり、これは活動が一段落した後、子どもたちが自主的に、継続的に動いていることと無関係ではないように思われる。

れた。その後、閉会の言葉をもってイベントは終了した。

フリーディスカッションにおいてアプローチや具体的な話題が異なっていたとは言え、奇しくもどの班も「子どもの疎通」がテーマとなっていた。それは、子どもの意見表明と参加に取り組んでいる子どもと大人の間でも常に、いや、だからこそ直面する問題もあるようだ。イベントが終了した後の打ち上げで、福岡の少年が口にした一言が印象に残っている。「子どもも大人の意見に合わせいくことも必要だし、大人ももっと子どもの意見を聞いて考えるべき点がある。」このような合意の形成はなかなか容易ではない。だから時間がかかる。私たち大人は、相手が見えてくるまで、子どもと十分な時間接しているだろうか。子どもが何をどう感じ、どう考えているか知っているだろうか。

「広げよう 子ども参加の輪」 に参加して

川崎朝鮮初中級学校中学部三年

権 華 玲

私は、初めて大人の人達に交じって、色々な社会問題についての話し合いの会に参加しました。今まで、川崎の子ども達と「子ども会議」の分科会などで話し合ってきましたが、大人の人達と話すことには、とても不安を感じていました。

けれども、集まった人達がみんなの意見を真剣に聞き、一緒に考える様子に私は大きく胸を打たれました。ですから私達の日朝鮮人についての問題も堂々と話すことができました。大人だ

から、子どもだからなんて、そんな事よりも様々な視点から見た一人の人間としての考え方を尊重することに意味があると実感しました。私の中でも、何か言葉には表せない多くのことを学びました。一人一人のふれあい、話し合いは、とても目立たないものだけど、大切なスタートだと思っています。

参加者のアンケートから

◆初めて今回のようなイベントに参加させていたでいて、いろいろと勉強になりました。子どもを取り巻く環境が悪くなってきたりいるなど、感じておりましたが、その一方でそれを改善するための努力が多くなされていることがわかり、私も何か始めようと思いました。

◆まだまだ子どもと大人の意見のギャップがあるように感じた。子どもも一人の市民として扱い、十分な権利の保障を目指して活動を広げていく必要があると感じました。

◆きっかけ、動機がいかなるものであれ、誰もが自分の心の声を発言できるようにになることが新しい社会のはじまりとなると思う。

◆活動しているグループや個人が、お互いの情報を交換することで、大きくネットワークしていくて、有益だったと思う。

子どもの権利条約

ネットワーク総会報告

五月五日午前十時半～正午、国立オリンピック記念青少年センター研修館五〇一号室で、子どもの権利条約ネット



トワークの総会が三十人ほどの会員の参加を得て開催された。前年度の活動と決算の報告が行なわれ、九七年度の活動方針案、予算案、人事案が承認された。

今年度の活動方針の特色は、「子どもの意見表明と参加の促進」を項目として新たに掲げたことである。子どもとおとなのパートナーシップの模索は従来から活動の基調に盛り込まれていたが、今年度はそれをさらに具体化し、子どもの意見表明・参加についての情報収集や学習、働きかけや支援を積極的行なっていくこととした。十一月の子どもの権利条約フォーラムの開催、国連・子どもの権利委員会における日本の報告審査への対応なども今年度の重要な課題である。

また、昨年度は三十一万円あった累積赤字がほぼ解消されたことにもなつて予算も前年度から百二十万円近く増額し、近い将来専従または半専従を置くことを目標に活動の強化に努めることも承認された。なお、事務局および運営委員会には新たに三人の委員に加わってもらい、今後数名に就任を要請する予定である。

(平野裕二)

生徒が決め、動く学校

子どもの権利条約が生きた学校

(北海道 士幌町中央中学校) 和田 真也

生徒が校則を決めてどが悪い!

私たちの中学校は変わっていると言われる。転校生に学校のことを説明すると「ホントですか?」と何度も聞かれる。そして「信じられない」と笑顔でつぶやく。これが嬉しい。なぜなら私たち教師の合い言葉は「子どもが主人公の学校を」なのである。

少し学校のような紹介をしよう。まず、服装頭髪検査など検査の類がないし、××許可証もチャイムも体罰もない。これらのものは、学校教育に必要な(あるいは邪魔な)ものだと思っているからだ。そして何より「生徒が決め、動く学校」であることが特徴である。生徒心得(私たちの学校の校則)だって、生徒たちが自分で変えら

れるしくみになっているのだ(そろそろ、変える・廃止する等の生徒会議論が開始する)。

もっと具体的に、修学旅行を例にしてみると、二年生のうちから生徒は準備を始めるが、彼ら彼女らが決定できる内容は「いつ、どこへ行き、何をするか」を含めた一切である。そこには宿泊ホテルも服装・小遣い・就寝時刻などのルールも入っている。

また、体育祭でも、競技内容を決定し練習などを進めていくのは生徒だ。教師の怒鳴り声どころか、「教師がグラウンドでマイクを持って指示する」という光景そのものがない。

とてもすべてを紹介しきれないが、生徒会活動も、文化祭・遠足・キャンプなどの行事も、日常の学級の活動も「生徒が考え、決め、実行する」やり方をしている。そうだ、入学式や卒業式も司会は生

徒だったっけ。

なかなか信じてもらえないが、ホントなのだ。こんな公立の中学校、他にありますか?(あったら嬉しい) 生徒の目が輝き、いきいきと活動できる中学校であることが、教師にとっては誇りであり、生徒にとっては自慢である。生徒会がよく挨拶で「ここは日本一の中学校です」と胸を張っている。

サヨナラ管理教育。生徒を主人公に

九年前までは、私たちの学校もどこにでもあるようなフツウの学校だった。しかし数年間にわたる論議との試行錯誤の末、私たち教師は「管理教育」にサヨナラする覚悟を決めた。イジメ・自殺・不登校など子どもの悲鳴が報道されるにつれ、さらに決意は固まった。

和田 真也

教師の多くは生徒に決定権を渡すことにおびえる。でも恐がることなんかない。「自分たちが学校の主人公である」という喜びや自覚が、意欲・アイデア・責任感を生み出すのである。また、教師が生徒を信頼し権力を捨てると、関係は変化する。主人公となった生徒は、貴重なパートナーとして、教師と深く結びつこうとするのだ。他にも、子どもたちが制定した「生徒憲章」だとか、生徒同士の関係の変化、教師の役割などたくさんあるけれど、困った。もう字数が足りない。

ともあれ、北海道の十勝(とかち)という地域に、こんな中学校が少しずつ拡がりつつあることを伝えたい。

「子どもの権利条約が生きた学校」は、可能である。子どもと教師が手をつなぐと、学校は変わる。

いじめに対する思い

—— 錦台中学校のとりくみを通して

(錦台中学生徒会OB) 神 尾 奈 津 子

私達、錦台中学校生徒会は社会問題になってしまった「いじめ」についていろいろな活動をしてきました。なかでも「生徒が生徒のカウンセラーをする」ということは、とても時間がかかりました。実際に私達も一つ上の先輩達から受け継ぎ、後輩に……と引き継いでいます。

この活動を始めたきっかけは、学校で起っているいじめにどう対応したら良いのか分からない時、YOKOHAMA・YOUTH会議に出席した先輩が「イギリスでは、生徒自身がカウンセラーをやっている」ということを聞いてきて、うちの学校にはこの方法があっているのでは!?じゃあやってみよう!!となった。

でも、いざやるとなると、壁はとても大きく厚かった。どうやってカウンセラーを集めるのか。相談希望者にはどのようにしてカウンセラーを選ばせるのか。いづどんな場所でも相談をするのか。何を決めるにしても個人のプライバシーなど「隠す」ことが多くてなかなか方法が決まらない。何度も議論をしてやっと決まった方法は「プロフィール表」でした。生徒会から生徒全員にカウンセラーになリませんか?と募ったら、四八人もの人がカウンセラーをやってもいいと言ってくれました。この瞬間私達はとても嬉しかった。四八人もの人が私達と同じように学校からいじめをな

くしたいと思っていることを知り、もっと頑張ろうと決意しました。四八人の一人ひとりに「氏名・学年・部活・委員会・特技・いじめに対する思いなど」を書いてもらったのがプロフィール表です。これを相談希望者に名前をふせて見せ、選ばれる方法にしました。

第一回目の相談、二回目の相談と順調に進んでいたんですが、私達の前には第二の壁がありました。それは相談を希望する人がいなくなつたのです。以前にアンケートをとったときには、一三人がいじめられているというところだったのに、二人が相談に来ただけで、あとの二人はどうしているのだろうか?この人達のために、気軽に何でも入れられる「愛のメッセージBOX」を作りました。相談希望はもちろん、学校への要望なども書いてもらうようにしました。相談希望の用紙は入っていたけれども、無記名だったりで実際の相談はできませんでした。でも相談をしたいと思っている人がいることをちゃんと知ることができただけでも良かったです。

私達はいじめられている人に対して相談できるきっかけと場を作ることしかできませんが、これをする事で少しでも「人に話す勇氣」ができればと思います。これからいじめを消すことはできないかもしれませんが、少しでも減らせるように頑張っていきたいと思っています。

条約を全面的に反映した 児童福祉法改正を

子どもの権利条約ネットワークは、一九九七年四月三日付で「児童福祉法改正に関する声明」を公表した。国会で進められている児童福祉法の改正作業について、海外の動向等も参考にしながら、条約の理念・原則・規定を全面的に反映するよう求めたものである。同声明では、最低限必要な対応として、以下の三点を挙げた。

一、現在改正が検討されている領域については、子どもの権利条約の理念、原則、規定を充分に考慮に入れ、子どもの権利保障がかえって後退することがけつしてないよう、充分な審議を尽くすこと。

二、第一章「総則」を、以下のような方向で改正すること。

(1) 子どもは権利の主体であり、独立した人格としてその尊厳が重んぜられる旨を明記すること。

(2) 国、地方公共団体および保護者は、子どもの最善の利益を第一義的に考慮し、子ども自身の意見も正当に重視しながら、子どもの権利を保障する責任を負う旨を明記すること。

三、前項で述べたような「総則」改正の理念を踏まえ、今後、児童福祉法および関連法規全般に渡ってさらなる見直しを進めていくことを、国会決議等のような形で明確にすること。

本誌でも何度か報告してきた通り、多くの国が、条約の批准前後に子どもの福祉に関する主要な法律の改正を行なっている。ヨーロッパだけに限っても、イギリス（八九年）、フィンランド（九〇年）、アイルランド（九一年）、アイスランド（九二年）、フランス（九三年）、ベルギー（九四年）、デンマーク（九五年）など、実例には事欠かない。イタリア、ウクライナ、スペイン、チェコ、ドイツ、ロシア、リトアニアなどでも、同様の作業が進められている。

大きな特徴は、条約第十二条の規定を国内法に直接反映させたフランスやベルギーを始めとして、子どもの意見表明権や、表明された意見の尊重について新たな規定を設けた国が少なくないことである。声明では、このような海外の動向に関する背景資料も添付し、詳しい説明を行なった。

条約の規定を充分に踏まえた改正を行なわなければ、日本に暮らす子どもたちの利益や権利が真に尊重されない結果に終わるばかりか、国連・子どもの権利委員会における政府報告書審査でも必ず厳しい批判にさらされることになる。厚生省や国会はもちろん、改正に関わるすべての関係者・機関が、条約を批准したことの意味をあらためて振り返るべきである。

子どもの権利は守られるか

児童福祉法「改正」に危惧

浜 本 由 美

(『あそびのページ編集グループ』)

児童福祉法の「改正案」が六月三日成立しました。日頃、政治のことにはあまり関心のない私たちでしたが、この児童福祉法の「改正」に関しては、今、私たちは、重大な関心と負惧を抱いています。というのは、この児童福祉法「改正」では、教護院の入所対象を、私たち学校に行かないこともたち

にまで拡大しようとしているからです。今の改正の文面には登校拒否・不登校の文字はありませんが、『児童福祉法の名称及び目的規定の見直しについて』という厚生省の内部資料には、『改正案の考え方』として、教護院は『非行児童のみならず、不登校児や高校中退児を含め、幅広く児童の事態に応じた施設内指導を提供し、児童の自立を支援する施設として再生を図る』と、

はつきり記されています。

また、教護院には『入所前問題行動の状況』などという表があるのですが、その表では、一般に不良行為とか問題行動と呼ばれる行為と、登校拒否とか、怠けだとか書いた「怠学」とが、同列

に並べられ、掲載されていました。

登校拒否というのは、問題行動と考えられているために、施設入所の対象にと考えられるようです。

私たちは、登校拒否自体は反社会的行為でも、非社会的行為でも、問題行動でもないと考えています。学校に行くのも、行かないのも、こどもの権利ですし、学校に行かないということでは非社会的行為・反社会的行為と呼ばれるのはおかしいと思っています。

登校拒否をすることによって、いわゆる家庭内暴力とか、あるいは長期に渡る閉じこもりでこどもも周りの人間も非常に辛い状況になってしまつとか、そういうことが問題にされているようですが、こどもは学校に行っていないから、家庭内暴力をしないと、閉じこもってしまうわけではありません。学校へ行かないことで、周りの人間に「これは不良行為ではないか」とか、「こどもが学校にも行かないなんて、駄目なんじゃないか」というようなことを言われ、しまいにはこどもの人格が何

から何まで否定されてしまうような状況があり、自分でも「学校は行かないといけない」と信じて今まで生きてきたのが、学校に行けなくなつて、自分は駄目な人間なんだと思ひ込まされてしまふ。それによって、外との関係を持つのが、非常に怖くなつてしまふということがあり、閉じこもりなども、起こってくるのだと思います。

これは、こどもが学校を休むとか休まないとかいう問題ではありません。登校拒否をすることによって、こども自身の存在が否定されてくるという問題なので、登校拒否というものを、問題行動あるいは非社会的行為として捉えること自体が、登校拒否を問題として深刻化させているのです。

それに、登校拒否で学校を休んでいるこども達の中には、学校に行きたいけれども、ひどいじめだとか、そういうことで行きたくても行けないこどももいると思います。そういうこどもまで、学校を休むことで、非社会的、反社会的な問題行動をしているといふふうにいわれてしまつと、これは大変問題だと思っています。

今回、参議院の審議過程で、登校拒否であるという理由で教護院の入所対象にはしないといふふうに、小泉厚生大臣の答弁あるいは小杉文部大臣の答弁をいただきました。けれども、登校拒否というのは問題行動だといふ見方が残っている限り、登校拒否のこどもは様々な施設にどんどん入れられていくのではないのでしょうか。

◆ ◆

教護院は今回の「改正」で、名称が『児童自立施設』と変わつたり、対象児童も拡大されたりしていますが、第四四条という法的な位置づけは変わっていませんし、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」という定義も変えられていません。

厚生省の方は、少年法との関係で、今回改正でも、『不良行為をなし...』の文面は変えられないのだとおっしゃっています。少年法によって教護院に入所措置される時も、それ以外の児童相談所などによって教護院措置されるときも、(同じ不良行為をしても、五人に一人ぐらいしか入所措置がとられないそうですが、その一人のこどもは、)不良行為の度合いによって決められるのではなく、家庭環境だとか、そういうもので決められているといえます。そうすると、今回の改正でせっかく『家庭環境その他の環境上の理由により...』という文面ができたのですから、「不良行為をなし...」という定義を公にする必要はないのです。

思春期といわれるときに、自分が『不良行為...』と定義されるところで暮らすことは、こどもにとっても良くないことだと思っています。

教護院がこどものための『児童福祉施設』であるのならば、『不良行為をなし、又はなすおそれのある...』という定義は、削除するべきではないでしょうか。

ミャンマーなどについて緊迫した議論

平野 裕 二

国連・子どもの権利委員会第十四会期は一九九七年一月六日から二十四日にかけて開かれ、ブルガリア、エチオピア、パナマ、ミャンマー、シリア、ニュージーランドの六か国について報告審査が行なわれた。審査のポイントを簡単に報告する。

一 ブルガリア

九一年の憲法改正に加え、社会福祉、教育、少年司法などの分野で法改正が行なわれたものの、それでも多くの分野で問題点が指摘され、統一的な子ども法（草案は作成済）の制定が急

務とされた。総合的な子ども政策が欠けていること、政府部内での調整が充分に行なわれていないことも取り上げられている。個別領域でとくに問題になったのは、ロマ（いわゆるジプシ）の子どもに対する差別である。虐待や家庭内暴力についても取り上げられ、家庭内で子どもの最善の利益を実現することの重要性が強調された。子どもの代替的ケアのあり方、少年司

法、児童労働などについても懸念が表明されている。

二 エチオピア

九四年の新憲法で子どもの権利が規定されたものの、参加の権利が視野に入っていないこと、虐待からの保護が落ちていないことなどの問題点が指摘された。あわせて、法改正が必要な点が多数勧告されている。その主なものは、婚姻年齢の男女格差、拷問や身体刑に関する規定、家庭における体罰の容認、法的援助の制限を始めとする少年司法

三 パナマ

九四年から九五年にかけて、パナマでは新たな家族法（九三・九）の制定を始めとする多くの

のあり方などである。養子縁組の手続についても多くの懸念が表明された。そのほか、出生登録が完全に行なわれていないこと、HIV・エイズに感染した子どもやいわゆる「エイズ孤児」が増えていること、ストリート・チルドレンの問題、地方分権化にともなう効果的な調整のあり方などが取り上げられている。

法改正が行なわれている。にもかかわらず報告書にはその事実が反映されておらず、事前質問票に対する文書回答も審査直前にスペイン語のみで届くなど手続上の不備があり、内容面でも委員会のガイドラインから相当に逸脱している点に遺憾の意が表明された。

新たな家族法を始めとする法改正の取組みについても、条約上の権利がすべて反映されていないとの指摘が行なわれている。とりわけ、最低婚姻年齢の低さや男女格差、最低雇用年齢の低さ、少年の自由を剥奪できる年齢が明示されていないことなどが問題視された。そのほか、家族に関わるいくつかの問題、難民の子どもの保護、売買春などの問題が取り上げられている。

四 ミャンマー

ミャンマーの現状や時間の不

足を反映して、「一般原則」の章の終了後、一気に「特別な保護措置」の章へ飛んだり、政府代表が充分な答弁時間を求めているト・オブ・オーダー（議事進行上の問題の提起）を何度か行なうなど、やや緊迫した雰囲気になった。

最も議論が集中したのは、国境地帯における軍隊の不規則行動、住民の強制移住、子どもの強制労働、チャイルド・ソルジャー（兵士）などの問題である。しかし、政府代表はこうした問題を過去のものとして一蹴し、委員会の質問を「反政府勢力の誤った主張に基づく発言であり、全面的かつ公式に拒絶」した。国連との協力を始めとする国際社会へのオープンな態度、国際NGOも含むNGOとの協力、防衛費への過剰支出などについてもすれ違いが目立っている。最後の最後にも、政府代表は「子どもの問題を政治的に利用することは誰にも許されない。他の場で扱うべき問題が取り上げられたのは遺憾」と述べた。

個別領域では、市民権について「完全市民」「準市民」「帰化市民」の三つの区分があることが、差別につながりやすいと指摘された。また、親の政治的意見によるものを含めてあらゆる差別から子どもが保護されているかどうか問題になっている。少年司法、売買春などの問題も取り上げられた。

五 シリア

イスラム教を背景に、同国が条約第十四条（思想・良心・宗教の自由）や第二十条（代替的ケア）、第二十一条（養子縁組）に留保をしていることがまず取り上げられた。しかし、委員のひとりがかうした留保を弁護し、委員同士で議論が交わされるなど、変則的な状況が生じている。このほか、クルド人を始めとする外国人や難民の子どもに関し、国籍の保障を中心に差別の

問題が詳しく議論されている。早期婚についてもかなり取り上げられた。体罰・虐待・児童労働、障害児などの問題についても懸念が表明されている。

六 ニュージーランド

経済政策に関して、予算の緊縮が子どもたちに影響を与えていること、民間部門への依存が目立つことなどに懸念が表明された。青年の自殺率が際立って高いことについても、いじめや性的虐待との関連も含めて詳しく論じられている。そのほかの問題としては、先住民であるマオリへの対応、国籍（市民権）を有していない子どもへの権利保障に関する留保、少年司法のあり方、子どもの意見の尊重の原則（条約第十二条）などが主に取り上げられた。

子どもの権利委員会

委員、大幅に変わる

本稿執筆時点で委員会の第十五会期（五月二十日～六月六日）が開かれて

いる。九七年二月の選挙で四人の委員が交代したが、それに加えて、ベレンバーク議長（ブルキナファソ）とハマバーク委員（スウェーデン）が任期途中で辞任、かわりにウエドラーゴ氏（外交官）とバルメ氏（児童心理学者）が

両委員の残りの任期を務めることになった。委員の半数以上（六人）が交代し、とくにこれまで議論を主導してきたハマバーク氏とバルメ氏が同時にいなくなったことの影響は大きい。

残った四人の委員は、カープ委員（イスラエル）を中心にこれまでの議論の継承を意識しているようだが、力点の置き方はやや変わっていくことになる。とくに、二人の心理学者（バルメ委員と南アフリカのモクアネ委員）が加わったことの影響が目される。一方で、四人の法律家の存在（バルバドスのメイソン委員、ロシアのコロソフ委員、カープ委員、レバノンのラバー委員）にもかかわらず、法的な議論がこれまで以上に軽視される可能性があるのは懸念されるところである。

委員会の男女比は男三人、女七人と、これまでと変わらない。

新しい役員は、議長がメイソン委員、報告官がムボイ委員（インドネシア）、副議長がカープ委員、コロソフ委員、ラバー委員（レバノン）である。

新しい委員の横顔

N・ムボイ

（インドネシア／女性）

小児科医であるだけに医療には造詣が深く、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）や思春期の子どもの健康についてもよく質問をする。人権そのものに對する見方という点でも、いまのところ不安材料は見当たらない。

G・S・ラバー

（レバノン／男性）

レバノン大学法商学部教授で第一審裁判所の所長も務めており、やはり少年司法の領域に関心を示している。子ども労働、ストリート・チルドレン、

子ども売買春などの問題に関する質問も多い。

A・N・ウエドラーゴ

（ブルキナファソ／女性）

言語学教授で、同国駐米大使の文化顧問（社会・人道問題担当）である。少女の権利保障や家族環境の問題に関心が強いようだ。

E・M・Q・モクアネ

（南アフリカ／女性）

心理学者で、南アフリカ医科大学臨床応用心理学部長も務めている気さくな女性である。職業柄、子どもの精神保健に関する質問が多いほか、教育についての質問も少なくない。

L・パルメ

（スウェーデン／女性）

児童心理学者で、スウェーデン・ユニセフ国内委員会委員長も務めている。出席も発言も少なかったため関心傾向はまだつかめないが、性的搾取の問題をフォローしていると話してくれた。

F・P・フルチ

（イタリア／男性）

現国連駐在イタリア大使を務める外交官である。とくにこの分野の専門家ではないが、国連総会の関連の動きをフォローする中で子どもの問題に関心を持つようになったと言う。ラバー委員と同じく困難な状況にある子どもに関する質問が多い。

◆ ◆
新しい委員は、とくに女性陣を中心に、それぞれの専門や関心分野を踏まえながら頑張っているという印象である。ただ、条約の一般原則（とくに第三条と第十二条）に従来ほど焦点が当てられなくなりがちだったり、条約の法的側面がこれまで以上におろそかにされる傾向が見られるのは気になる。教育の質的側面への言及もあいかわらず充分ではない。外部のNGOや専門家からの貢献が以前にもまして必要と思われる。

日本の報告書審査は九八年五月

第十六会期（九七年九月～十月）の一般的討議は「障害を持った子ども」というテーマで行なわれることに決定した。

日本の報告審査は、会期前作業部会（非公開の予備審査）が九七年十月に決定。本審査が第十八会期（九八年五月～六月）に行われる予定である。

（平野 裕二）

子どもの権利条約

フォーラム'97

11月2・3日、川崎市で開催

子どもの権利条約が国内的に発効して丸三年経ちました。

はたして、子どもの権利保障は進んだのでしょうか。

昨年五月三〇日に、日本政府は、条約の発効にもなつてとった措置、子どもの権利実現にかかわる進歩等に関する「政府報告書」を子どもの権利委員会に提出し、来年の五月に審査がなされる予定になっています。ただし、残念なことに「政府報告書」が必ずしも日本の子どもの実情を正しく伝えていない面があるため、民間レベルでの条約実施の検証作業が精力的に続けられています。

子どもの権利条約フォーラムにおいても、フォーラム'95（東京開催）において、市民レベルでの条約実施の検証をアピールし、フォーラム'96（大阪開催）では条約の検証をいっそう促進していくために、メイン企画として「模擬 国連子どもの権利委員会」を開催してきました。また、フォーラム実行

委員会内に「検証ワーキンググループ」を設置して、総合的な検証作業を行い、その成果を、日本で初めての「市民がつくる子どもの権利条約白書」「検証子どもの権利条約」（日本評論社）にまとめました。

今年の一月二、三日に予定されているフォーラム'97は、(1)政府報告書審査直前の時期に当たることから「市民参加型」の条約検証についてその成果を交流していくことが必要です。加えて、(2)前年のフォーラム'96を受け継いで、①国内における日本の子どもの人権保障のほか、多文化交流を深め、②国内における外国籍の子どもの人権保障、および③海外における子どもの人権保障について人権保障について、それぞれの実践、経験の交流をはかっていきたいと思ひます。さらに、(3)自治体のなかでも広報や子どもの意見表明・参加の面で特徴的なとりくみをして、川崎市で開催することを活かして、「自治体との建設的な対話」地域にお

ける条約の実施」のあり方を探っていく予定です。

子どもの権利や条約に関心を寄せる方々、とりわけ条約の実施と普及に関わっている団体・グループ・個人の方々の参加を心から呼びかけます。

趣旨

(1) 日本における子どもの問題（他民族・外国籍・無国籍の子どもを含む）に取り組む人々と海外における子どもの問題に取り組む人々の現状報告と意見交換。

(2) 子ども同士の「参加・権利行使」についての経験交流、子どもとおとなのパートナーシップを深めるための対話、意見・情報交換。

(3) より実効ある条約実施を進めるための国・自治体関係者との建設的対話、とくに地域における子どもの権利実現を進めていくための自治体との連携。

(4) 条約を共通の基準としての日本と世界の子どもとの権利水準の検証『子どもの権利条約白書』のさらなる追求。

(5) 条約の趣旨や規定の普及、広報活動の促進。

日時・場所

(1) 日時 一九九七年十一月二日(日)

（三日(月)

(2) 場所 神奈川県川崎市国際交流センター

子どもの権利条約

学習講座

今年も「子どもの権利条約講座」を開催します。

テーマは「子どもの意見表明・参加」で、いろいろな場面での意見表明・参加の現状と課題を明らかにしていきます。

第一回「学校における子ども参加」

7月25日(金) 午後2～5時

場所・川崎市国際交流センター

主な内容「生徒が決め、動く学校

―北海道士幌町中央中学校のとりくみ―

和田真也さん

※子どもの権利条約フォーラム'97のプレフォーラムをかねます。

第二回「学校における子ども参加 その2」（仮称）

8月を予定

第三回「子ども議会と子ども参加」（仮称）

9月を予定

第四回「家庭における子どもの意見表明」（仮称）

10月を予定

第五回「メディアにおける子ども参加」（仮称）

12月を予定

詳細は次号でお知らせします。

けいじばん？

好評発行中

今回の『けいじばん？』2号（九七年六月号）は、新メンバーを三名加え、さらに子どもたちの勢いに加速がかかり「暴走」しながら「迷走」しています。

五月二十七日には『毎日中学生新聞』に掲載され、子どもたちから約一〇件の「けいじばん？」申し込みがありました。

2号では、教育・学校・私服通学をメインにして、さまざまな境遇の子どもたちからの意見をぶつけ合う「雑談 教育・学校」を特集しています。その中で、私服通学をしている者、学校に行っていない者、フリースクールに通っている者、さまざまな視点から、不通学（登校）問題・私服通学・学校での（先輩・後輩関係）上下関係について、ざっくばらんに話し合ってみました。

何を書いてくるのか、送られてくるまで、編集代表の私もまったくテーマのわからない「世紀末説教兄弟」。

その他、今年の夏に行われる「子ども国会」への意見・感想・反論をまとめた「号外けいじばん？」からの抜粋を載せてみました。

「けいじばん？」は全員無料で配布しますので、遠慮なくネットワークへご一報ください。また、意見や反論もどしどし寄せてください。

（勝本浩司）

条約実施で、
私たちはなにができたか？

「検証・子どもの権利条約」
市民がつくる子どもの権利条約白書

いよいよ刊行！

【定価1680円（四六版・270ページ）申し込みは日本評論社（TEL 03-33987-8621、FAX 03-33987-8590）まで】

一九九三年以来、子どもの権利条約フォーラムで追求してきた「子どもの権利条約白書」がついに刊行された。「子どもの権利の検証のあり方」「権利行使主体として子どもはどう動いたか」「子どもの権利保障はどこまで進んだのか」「国・自治体・施設・地域・親レベル」「世界の子どものために国際協力に進んだか」について、最前線で活動してきた実践家、市民、若者、研究者等でまとめたはじめての書物である。

「私たちはなにができたか」では、昨年の調査（約一八〇団体のアンケート回収）をもとにして、依然として、民間団体レベルでも条約が十分には受けとめられない現実をあきらかにした。ぜひ、ご一読を。



市民がつくる「子どもの権利条約白書」絶賛発売中
喜多明人・栗野真造・荒牧重人・平野裕二ほか／編 1785円税込

子どもの権利条約が発効して早や3年、この間、権利行使の主体としての子どもたちはどう動いたか、また国・自治体・地域では？ 国際協力の分野も含め、現場から具体的に検証する。200団体のアンケート集計付。

解説 子どもの権利条約【第2版】
永井憲一・寺脇隆夫／編 四六判 1470円税込

季刊教育法

110号 2000円
教育基本法50年

憲法 中村睦男 教育基本法 成嶋隆 児童福祉法 田村和之 文部省設置法 前田早苗 教育職員免許法 土屋基規 国立学校設置法 戸波江二 社会教育法 鈴木敦理 博物館法 大塚哲 学芸員養成関係 櫻井敬子 義務教育費国庫負担法 三輪定宜 へき地教育振興法 小島喜孝 政治的中立確保法 坂田仰 学校給食法・日本学校給食会法 新村洋史 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 内野正幸 学校保健法 竹内俊子 スポーツ振興法 小笠原正 国立学校特別会計法 小川正人 大学の運営に関する臨時措置法 濱田真二 給付特別措置法・人材確保法 佐藤修司 日本育英会法 高津芳則 日本体育・学校健康センター法 喜多明人 生涯学習振興法 森部英生 宗教法人法 山口和孝 自治体条例 大島佳代子 振興法令のない教育制度 下村哲夫 戦後教育立法史年表 本多正人

教育基本法50年 これまでとこれから
教育基本法の理念と目的（上） 平原春好

エイデル研究所 東京都千代田区九段北 4-1-11 5F 電話03-3234-4611

『子どもの権利条約』No.32
1997年6月15日発行

★発行（隔月刊）
子どもの権利条約ネットワーク
〒105 東京都港区海岸
1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990
Fax. 03-3433-7369
（月・金曜日／午後1時～午後6時）

★発行人 喜多明人
★編集人 荒牧重人
★年会費 4,000円
学 生 2,000円
18歳未満 1,000円
定期購読 5,000円
*郵便振替 00180-2-750150
★印刷 株第一プリント